

# 償却資産を所有する方は、平成26年1月31日までに申告を!

●申告・問合せ先 市役所税務課 資産税G 内線 202、203

会社や個人で工場や商店などを経営している方が所有する事業用資産は、償却資産として申告する義務があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

## Q1 償却資産とは何ですか?

A1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。

【資産】  
II 固定  
資産税の対象



※自動車・軽自動車等は除外

## Q2 償却資産の対象になるものは何ですか?

A2 1月1日現在で、会社や個人が事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの(例)



## Q3 償却資産の評価額の計算方法は?

A3 平成25年5月に冷蔵庫(耐用年数12年)を50万円で取得した場合(前年中に取得)

$$\text{取得価格 } 500,000 \text{ 円} \times 0.912^* = 456,000 \text{ 円}$$

⇒評価額 (=平成26年の申告額)

平成24年5月にキャビネット(耐用年数15年)を100万円で取得した場合(前年より前に取得)

$$\text{取得価格 } 1,000,000 \text{ 円} \times 0.929^* = 929,000 \text{ 円}$$

⇒評価額 (=平成25年の申告額)

$$\text{前年の評価額 } 929,000 \text{ 円} \times 0.858^* = 797,082 \text{ 円}$$

⇒評価額 (=平成26年の申告額)

※減価残存率(耐用年数や取得時期によって異なる)

## Q4 償却資産の税額の計算方法は?

A4 課税標準額(1,000円未満切り捨て) × 税率(0.014) = 税額(100円未満切り捨て)

Q3で求めた評価額(特例が適用される場合があります)

◎課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

◎期限後申告・調査による課税の場合、延滞金が発生する場合があります。

## 家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在で所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したときには、速やかに税務課資産税Gへご連絡ください(家屋の滅失登記をされた場合は必要ありません)。

## 「中学生の税についての作文」 「税に関する高校生の作文」

### 入賞者紹介

竜ヶ崎税務署、租税教育推進協議会、納税貯蓄組合連合会では、「税についての作文」を募集しました。これは、租税教育の一環として、次代を担う中学生や高校生に「税」に対して親しみや関心を持ってもらい、併せて租税の役割、使われ方についての正しい知識と理解を深めてもらうことを目的としたものです。

今年度は、中学生3,561編、高校生407編の応募があり、市内の生徒が次のとおり入賞しました。おめでとうございます。

◎竜ヶ崎税務署長賞



おくとみあやな  
奥富彩夏さん  
(愛宕中1)

◎茨城県知事賞



すみよしまりな  
住吉真里菜さん  
(けやき台中3)

◎竜ヶ崎税務行政協力会長賞



こじまさゆき  
小島翠咲さん  
(守谷高1)

◎全国納税貯蓄組合連合会長賞



やぐちしの  
谷口詩乃さん  
(御所ヶ丘中3)

◎全国納税貯蓄組合連合会優秀賞



ほしかわたかし  
細川寛樹さん  
(守谷中2)

◎竜ヶ崎税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞



ふる りん な こ  
古谷梨菜子さん  
(愛宕中2)